

実施手続きの一部改正について

農村振興局

平成 2 1 年 3 月 3 日

農林水産省

地域バイオマス利活用交付金の実施手続き等の変更について

○実施手続き(平成21年度交付金事業の再編・拡充に伴う変更)

◆新たな事業メニューにおける成果目標の設定

【推進交付金(ソフト事業)】

- ・「プラットフォームづくり支援」メニューの創設に伴う成果目標の設定

【整備交付金(ハード事業)】

- ・「事業成果拡大」メニューの追加に伴う成果目標の設定

◆評価目標の変更

【推進交付金(ソフト事業)】

- ・「プラットフォームづくり支援」メニューの創設に伴う評価項目の追加
- ・バイオマス利活用の取組をより円滑に進めるため、バイオマス利活用施設の整備(ハード事業)とあわせて行うソフト事業(推進組織の構築、関係者へのPR等)を積極的に推進(ポイントを配分)

【整備交付金(ハード事業)】

- ・「事業成果拡大」メニューの追加に伴う評価項目の追加
- ・農林漁業バイオ燃料法に基づく国産バイオ燃料製造事業を促進するため、評価項目及びポイントの追加

○事後評価の手法(専門部会からの意見等を踏まえた変更)

- ◆バイオマス利活用の取組を推進していくためには、バイオマスの収集・運搬から変換、変換物の利用まで一体となったシステムを形成していくことが重要。事後評価においては、目標数値の達成状況だけでなく目標達成に向けた取組の状況等についても把握し、事後評価、改善指導等に適切に反映していくことが必要。このため、バイオマス利活用の取組過程及びその取組に対する自主評価、今後の課題等を記載してもらうよう事後評価様式を追加。

- ◆バイオマスタウン構築に向けた取組を着実に進めていくために、推進交付金(ソフト事業)においても、事後評価後の取組状況について一定期間(事業完了後3年程度)の報告を徴収。「バイオマス・ニッポン総合戦略」の目標達成に向けて国と市町村が連携して取り組む体制を強化。

●新たな事業メニューの追加による成果目標の設定

①地域バイオマス利活用交付金実施要綱 別表（ソフト事業の事業メニュー等）

目 標	事業メニュー	採択要件
バイオマスタウン構想へのステップアップ年度	1 バイオマスの利活用の推進 (1)バイオマスタウン構想の策定支援	1 バイオマスタウン構想が事業実施期間中に確実に策定されると見込まれること。 2 バイオマスタウン構想に目標、効果等が明記されると見込まれること。
バイオマスタウン構想の実現・実践状況	(2)プラットフォームづくり支援 ア バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援 イ <u>バイオ燃料の品質分析等への支援</u> ウ <u>生産製造連携事業計画の作成等への支援</u>	1 バイオマスタウン構想が公表されていること。 2 バイオマスタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること。 3 農業等の振興が図られる事業内容であること。
	エ <u>バイオマスの利活用高度化検討</u>	1 バイオマスタウン構想が公表されていること。 2 バイオマスタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること。 3 <u>検討に活用できるバイオマス施設を有していることまたは農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画の策定を行うこと。</u>

<地域バイオマス利活用交付金実施要領>

(イ)「バイオマスタウン構想の実現・実践状況」の定義

- a 事業実施主体が市町村である場合、要綱別表の目標の欄に掲げる「バイオマスタウン構想の実現・実践状況」とは、「バイオマスタウン構想書の取組工程のうち事業実施期間中の工程部分の履行」とする。
- b 事業実施主体が市町村以外である場合、要綱別表の目標の欄に掲げる「バイオマスタウン構想の実現・実践状況」とは、「事業実施範囲である市町村区域内においてバイオマスタウン構想書の取組工程のうち事業実施期間中の工程部分が履行されること」とする。

②地域バイオマス利活用交付金実施要綱 別表(ハード事業の事業メニュー等)

目 標	事業メニュー	採択要件
施設において利用されるバイオマスの量と変換後の成果物の量	2 バイオマスの利活用に必要な施設の整備 (1)地域モデルの実証	1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。 2 地域で発生し、利用可能なバイオマスのうち、1種類以上のバイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合(廃棄物系バイオマス90%以上または未利用バイオマス40%以上)に相当するバイオマス量の利活用が図られ、もって農業等の振興が図られること。
施設における計画値(処理能力と発電(生産)能力)	(2)新技術等の実証	1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。 2 バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備するものであって、もって農業等の振興が図られること。
バイオマス利活用施設の成果拡大を表す具体的な数値目標	(3)事業成果拡大	<u>1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されていること。</u> <u>2 バイオマスタウン構想等に記載された施設または農林水産省バイオマス事業により整備された施設において、施設の増設等により事業成果の拡大が図られること。</u>

<地域バイオマス利活用交付金実施要領>

(4)要綱別表の事業メニュー欄の2(3)の事業について、要綱第3により設定する目標は、「温暖化ガスの排出削減量」、「バイオマス変換物の品質向上」、「変換コストの低減」等、既設のバイオマス利活用施設による取組からの成果拡大を表す具体的な数値目標を設定する。

●評価項目及びポイントの変更

①地域バイオマス利活用交付金実施要領 別表1 (ソフト事業の評価項目及びポイント)

事業メニュー	評価項目	ポイント
1 バイオマスの利活用の推進	次の1～9のポイントの合計により算出する。	
	1 事前に地域における有識者、市町村などの関係者の合意と推進の意識が高いこと。	1
	2 地域におけるバイオマスへの認識が確実に図れるものであること。	1
	3 地域のバイオマスを利用するに当たって新技術の普及を図るものであること。	1
	4 資源作物への取組が含まれていること。 <u>又は国産バイオ燃料の製造に関する取組が含まれていること。</u>	1
	5 大学、都道府県試験研究機関等、専門的知識を持った者の指導が期待できること。	1
	6 バイオマスタウン構想が廃棄物系バイオマス90%以上かつ未利用バイオマス40%の利活用を目標としていること。又は目標としたバイオマスタウン構想が確実に策定されると見込めること。	1
	7 バイオマスタウン構想に位置づけられた地域の企業等の独自の技術等を利用する取り組みであること。又は位置づけられたバイオマスタウン構想に当該技術が確実に位置づけられること。	1
	8 <u>要綱別表の事業メニュー欄2の施設整備事業と一体的に行われること。又は既存施設の施設等を活用した取組について高度化が図れること。</u>	<u>1</u>
	9 バイオマスタウン構想の実現により、地域の雇用等が促進され、地域経済等の活性化が期待できるものであること。	0.5
10 事業実施計画が「地域再生法(平成17年法律第24号)」第5条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること。	0.5	

②地域バイオマス利活用交付金実施要領 別表1 (ハード事業の評価項目及びポイント)

事業メニュー	評価項目	ポイント
2 バイオマスの利活用に必要な施設の整備 (1)地域モデルの実証 (2)新技術等の実証 (3)事業成果拡大	次の1～10のポイントの合計により算出する。	
	1 施設を設置する市町村においてバイオスタウン構想の公表がなされていること。	1
	2 バイオマス変換物の利用により農業等の振興が図られること。	1
	3 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。	1
	4 収集・運搬コストを要するバイオマスを対象に含む施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。	1
	5 バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、バイオマス変換物の品質を安定させるための工夫がとられていること。 <u>又はバイオマス変換物の品質の向上等、成果拡大が図られる工夫がとられていること。</u>	1
	6 未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること。	1
	7 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること。	1
	8 施設運営に当たって地域における関係者の具体的な協力体制ができており、役割分担が明確になっていること。	1
	9 施設稼働後に地域の雇用が促進され、地域経済の発展に寄与するものであること。	0.5
	10 事業実施計画が「地域再生法(平成17年法律第24号)」第5条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること。	0.5
11 <u>事業実施計画が農林漁業バイオ燃料法に基づき認定された生産製造連携事業計画に位置付けられていること。</u>	1	

◆交付額の算定基準（地域バイオマス利活用交付金実施要領 9 交付額の算定）

(1) 要綱別表の事業メニュー欄の1の事業については、

ア 事業実施主体が市町村以外の者である場合は、市町村事業実施計画に記された事業内容について別表1に基づき、市町村長がポイント付けを行う。

イ 事業実施主体が市町村である場合は、市町村事業実施計画に記された事業内容について別表1に基づき地方農政局長がポイント付けを行う。

ウ 国はポイントの高いものから交付金の配分の対象とするものとする。

エ ウの規定により、複数地区が同ポイントとなり全ての地区に交付金を配分できない場合、以下の順に採択し、交付金の配分の対象とする。

(ア) 事業メニュー欄の1(1)の1ポイントあたりの交付額の低いもの

(イ) 事業メニュー欄の1(2)エの1ポイントあたりの交付額の低いもの

(ウ) 事業メニュー欄の1(2)アからウの1ポイントあたりの交付額の低いもの

(2) 要綱別表の事業メニュー欄の2(1)から(3)の事業については、

ア 予算の範囲内において、前年度から本メニューで実施する継続事業の実施に必要な当該年度の予算額を配分する。

イ 予算額からアの配分額を減じた額の範囲内において、当該年度に提出された事業実施計画に対する交付金の配分については、次のとおりとする。

(ア) 要綱第4の1(1)から(3)において、事業実施主体が都道府県以外の者である場合は、都道府県事業実施計画に記された事業内容について別表1に基づき、都道府県知事がポイント付けを行う。

(イ) 事業実施主体が都道府県である場合、及び要綱第4の1(4)及び(5)において要綱別表の事業メニュー欄の2(1)から(3)の事業の事業実施計画が都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出された場合は、同事業内容について別表1に基づき地方農政局長がポイント付けを行う。

(ウ) 国はポイントの高いものから採択し、交付金の配分の対象とするものとする。

(エ) (ウ)の規定により複数地区が同ポイントとなった場合、以下の順に採択し、交付金の配分の対象とする。

a 事業実施計画が「地域再生法(平成17年法律第24号)」第5条に基づき認定された地域再生計画に位置づけられていること

b 事業実施計画が総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置づけられていること

c 事業実施計画が農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画に位置づけられていること

d バイオマス変換物の利用により農業等の振興が図られること

(オ) (エ)の規定により順位付けができない場合、1ポイントあたりの交付額の低いものから順に採択し、交付金の配分の対象とする。

●事後評価様式の変更等

・ハード事業における事後評価様式の追加

別記様式 5 - 1 号

事後評価

番 号
年 月 日

(市町村長経由)
都道府県知事 殿

事業実施主体
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--	--

4. 農業等の振興に関する評価

--	--

5. 総合評価

--	--

※様式5号参考資料(施設整備のみ)

整備した施設の概要(写真、図等を用いて取組内容を記載)			
【参考】バイオマス利活用の取組過程等に関する評価			
評価項目	取組内容	取組状況	今後の対応
○収集・運搬コストを要するバイオマスを対象に含む施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、バイオマス変換物の品質を安定させるための工夫がとられていること。又はバイオマス変換物の品質の向上等、成果拡大が図られる工夫がとられていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○施設運営に当たって地域における関係者の具体的な協力体制ができており、役割分担が明確になっていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○施設稼働後に地域の雇用が促進され、地域経済の発展に寄与するものであること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	

地域バイオマス利活用交付金(拡充)

1. 趣 旨

- (1) これまで、地域バイオマス利活用交付金により、バイオマスタウン構想の策定やバイオマス利活用施設の整備を支援し、バイオマスタウンの構築を進めてきたところである。
- (2) バイオマス利活用を推進するにあたり、バイオマスタウン構想の策定からバイオマス施設の整備までを円滑に進めることやバイオマス施設の利活用の向上等が課題となっており、バイオマス利活用に係る地域住民等への情報提供や啓発・普及、バイオマス関係者の連携強化等を促進するシステムづくりを行う必要がある。
- (3) また、農林漁業バイオ燃料法の制定を受け、バイオマス原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携して行う取組等を重点的に支援し、さらに、既設の整備したバイオマス施設の成果を拡大させるべく施設の増設等を円滑に実施するための取組を進める必要がある。

2. 事業内容

これまでの地域バイオマス利活用交付金のソフト支援とハード支援を再編・拡充し、バイオマスタウンの構築に向けた地域の主体的な取組を支援する。具体的には以下のとおり。

(1) ソフト支援(地域バイオマス利活用推進交付金)

① バイオマスタウン構想支援事業

- ・市町村が策定するバイオマスタウン構想策定の取組を支援

② プラットフォームづくり支援事業(拡充)

- ・バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援
- ・バイオ燃料の品質分析等の取組を支援
- ・農林漁業者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携事業計画の作成等を支援
- ・バイオマス利活用の高度化検討への支援

(2) ハード支援(地域バイオマス利活用整備交付金)

① 市町村等が行うバイオマス利活用施設の整備を支援(地域住民参加型)(再編・拡充)

② 民間事業者等が行うバイオマス利活用施設の整備を支援(民間活力導入型)(再編・拡充)

③ 既設のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備を支援(事業成果拡大)(拡充)

※②については、農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた事業を優先採択

3. 事業実施主体等

(1) 計画主体(交付先):市町村、都道府県

(2) 事業実施主体:

2.(1)①:市町村

2.(1)②:地域協議会、市町村、第3セクター、消費生活協同組合、農林漁業者の組織する団体、バイオマスタウン構想を策定した市町村が必要と認める法人等

2.(2)①~④:市町村、都道府県、公社、PFI事業者、第3セクター、消費生活協同組合、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

(3) 実施期間:平成19年度~平成23年度

(4) 交付率:定額(1/2以内。ただし、2.(1)②のうちバイオマス利活用の高度化検討は定額。また、2.(2)の民間事業者は原則1/3以内)

4. 平成21年度概算額(平成20年度予算額)

9,501,900(9,467,056)千円

【担当課(室):農村振興局中山間地域振興課地域資源循環室】
【担当課(室):農村振興局農村整備官】

地域バイオマス利活用交付金（拡充）

対策のポイント

- バイオマスタウンの構築を加速化させるため、本交付金のソフト支援とハード支援を再編・拡充
- 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携を強化する等、バイオマス利活用推進のための取組を支援

バイオマス利活用を巡る現状と課題

現状

- バイオマス・ニッポン総合戦略に基づいて以下の点を推進中。
 - ・国産バイオ燃料の生産拡大
 - ・バイオマスタウン構築の加速化
- これまでバイオマスタウン構想を公表した市町村は159（H20.11現在）
- バイオマス原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携強化等を目的とした農林漁業バイオ燃料法が制定。

課題

- 目標の300市町村に向けてバイオマスタウン構想の加速化が必要。
- 農林漁業バイオ燃料法で取り組む農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携強化等の取組の推進が必要。

バイオマス利活用推進のための取組支援

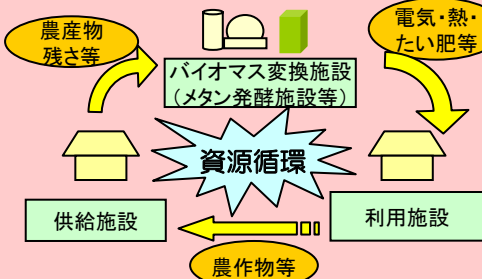
【～H20年度】

ソフト支援(推進交付金)のイメージ

市町村が策定するバイオマスタウン構想策定の取組を支援

バイオマス利活用に関する情報提供や普及・啓発に対する取組を支援

ハード支援(整備交付金)のイメージ



【H21年度～】

○バイオマスの利活用を更に推進するため以下の取組内容の拡充等を実施

①ソフト支援

従来の支援に加え、拡充ポイントは以下のとおり

○プラットフォームづくり支援事業

- ・農林漁業者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携計画の作成等への支援
- ・バイオマス高度化検討への支援 等

②ハード支援

再編・拡充ポイントは以下のとおり

- バイオマス事業を行う民間事業者と市町村等を中心としたバイオマス事業関係者の連携強化を図るため、事業実施主体の違いによる事業区分を導入
- 農林水産バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画を受けた事業を優先的に採択
- 既設のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備を支援

H22年度までにバイオマスタウンを300程度構築

【目標】
平成22年までに
300市町村

【現在】
平成20年11月現在
159市町村

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の強力な推進

平成21年度地域バイオマス利活用交付金

地域バイオマス利活用推進交付金（ソフト事業）

【～H20】

○バイオマスタウン構想支援

- ・バイオマスタウン構想策定を支援

○利活用システムの構築支援

- ・構想実現のための機器の導入や
地域活動を支援

地域バイオマス利活用整備交付金（ハード事業）

○地域モデルの実証

- ・バイオマス変換、発生・利用施設
の一体的整備を支援

○新技術等の実証

- ・バイオマス変換施設のモデル的整備
を支援

【H21～】

◆バイオマスタウン構想の策定

- ・バイオマスタウン構想の策定を支援

◆プラットフォームづくり支援事業（再編・拡充）

・バイオマスタウン構想実現のための取組への支援

（構想実現のための普及啓発、簡易な機器の導入、実証試験、バイオ燃料の品質確保のための成分分析、バイオ燃料生産製造連携事業計画の作成等）

・バイオマス利活用施設整備事業と連携した取組への支援

（バイオマス利活用事業の円滑な実施を図るため、バイオマス原料供給者、事業者、利用者等の連携を強化する取組等）

・バイオマス利活用の高度化に向けた取組への支援（拡充）

（温暖化ガス排出削減量の定量化、事業効果算定、農村地域におけるバイオマス資源循環技術確立のためのシステム検討等）

◆地域住民参加型（再編・拡充）

- ・市町村やNPO等が行うバイオマス利活用の取組
を支援

○事業メニュー：地域モデルの実証／新技術等の実証
（バイオマス変換、発生・利用施設の一体的整備を実施）

◆民間活力導入型（再編・拡充）

- ・民間事業者等が行うバイオマス利活用の取組
を支援

○事業メニュー：地域モデルの実証／新技術等の実証
（バイオマス変換、発生・利用施設の一体的整備を実施）

※農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者が連携して
行うバイオ燃料製造の取組を積極的に支援
（評価ポイントの優先付与）

※市町村等地域との強力な連携による事業実施

◆事業成果拡大（拡充）

・既設のバイオマス施設の事業成果を拡大
させるための増設、改造等の取組を支援

ソフトハードを一体的に実施

プラットフォームづくり支援事業の創設（ソフト事業）

バイオマスタウン構想実現のための取組（交付率1/2）

- バイオマス利活用に関する情報提供、普及・啓発、実証試験等
- バイオ燃料の品質確保のための成分分析
- バイオ燃料生産製造連携事業計画の作成支援

- ◆バイオマスタウンの構築
- ◆国産バイオ燃料の生産拡大

バイオマス利活用施設整備事業と連携した取組（交付率1/2）

市町村を中心とした地域バイオマス利活用関係者によるプラットフォーム

- 地域バイオマスの利活用に関わる市町村、バイオマス原料供給者、バイオマス事業者、有識者、地域住民、NPO等の関係者が参加。
- 地域バイオマス利活用に関する地域住民への情報提供、啓発・普及を実施。
- バイオマス原料供給者とバイオマス事業者、また、バイオマス事業者とバイオマス製品利用者間の連携強化のための調整を実施。また、連携強化計画の作成を支援。
- バイオマスタウン構想を踏まえ、バイオマス事業実施計画の作成を支援。
- バイオマスの利活用状況の検証や改善策の検討。
- （バイオマス構想が未作成の地区においては、）バイオマスタウン構想の作成を支援。

事業実施計画
の策定

事業実施

・施設の運営
・バイオ製品の流通の安定化

【地域におけるバイオマス利活用推進の枠組みを構築し、バイオマスタウン構想を地域が主体となって具体的に実践】

バイオマス利活用の高度化に向けた取組（市町村による実証的検討）（交付率10/10）

【既存施設を活用し実証的検討の実施】

- バイオマス利活用の取組による温暖化ガス排出削減量の定量化
- バイオマス利活用事業の効果算定（地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化等）
- 農村地域におけるバイオマス資源循環技術確立のためのシステム検討（メタン発酵消化液の農地還元システム等）
- 生産製造連携事業計画の検討とともに、温暖化ガス排出削減量の算定等

◆市町村等による自立的・継続的なバイオマス利活用の取組を進めるために必要となる全国ルール、基準等の整備

地域バイオマス利活用整備交付金（ハード事業）の再編・拡充

【再編・拡充のポイント】

- ①バイオマス事業を行う民間事業者と市町村等を中心としたバイオマス事業関係者の連携強化を図るため、事業実施主体の違いによる事業区分を導入（地域住民参加型／民間活力導入型）
- ②事業メニュー（地域モデルの実証／新技術の実証）に関わらず、変換施設及び発生、利用施設の一体的整備が実施できるよう整理
- ③農林水産バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業を重点的に支援（評価ポイントを優先的に配分、未利用バイオマス枠は廃止）
- ④既設のバイオマス施設の事業成果を拡大させるために行う施設の増設、改造等を円滑に実施するための事業メニューを追加（事業成果拡大）

※事業成果の拡大：温暖化ガス排出量の削減（メタン発酵消化液の有効利用を図る施設の増設等）、新たな技術を活用し変換物の利用量拡大・質向上（バイオガス発電施設に加えてガス利用のための精製施設の増設等）など、当初事業目標（バイオマスの利活用量等）に影響を与えず、成果の拡大が図れるもの

【事業概要(案)】

事業名	事業実施主体	事業メニュー	事業内容	採択要件
地域住民参加型 （市町村等自治体を中心となって行う事業）	市町村等	地域モデルの実証	バイオマス変換施設及びバイオマス発生施設、利用施設等を一体的に整備	廃棄物系バイオマス90%以上または未利用バイオマス40%以上に相当するバイオマス量の利活用量
民間活力導入型 （民間事業者等が計画主体となる市町村等と連携して行う事業）	民間事業者等	新技術等の実証	新技術等を活用したバイオマス変換施設及びバイオマス発生施設、利用施設等をモデル的に整備	バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備 （農林水産バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業を積極的に支援）
事業成果拡大	市町村、民間事業者等	事業成果拡大	バイオマス利活用施設の事業成果を拡大させるため施設の増設、改造等を実施	農村振興局バイオマス事業により整備された施設において事業成果の拡大が図られること

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金におけるポイント配分

○平成21年度に向けての改正点について

優先枠・優先事項ポイントについては、予算の内数として優先的に予算を配分する予算枠を設けている「優先枠ポイント」と、予算枠がなく優先ポイントのみ追加される「優先事項ポイント」の2種類が設定されている。

平成20年度までは、「優先枠ポイント」には『21世紀新農政2007』により、団塊世代や若者・女性が、新しい暮らし方を求めて、農山漁村の場で再チャレンジすることを支援する目的として‘農林漁業再チャレンジ優先枠’が、農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするとの目標の達成に向けての支援を目的として‘輸出促進緊急条件整備事業優先枠’が、さらに他省庁との連携により、農山漁村地域の活性化を促進する目的で‘農山漁村地域再生対策（農山漁村プロジェクト交付金特別枠）’が設定され、それぞれについて予算の内数としての予算枠を設定し、該当する事業に取り組む計画を優先採択していた。

平成21年度については、新たに制定された『21世紀新農政2008』を踏まえ、重要施策の推移に合わせて制度を改正する。引き続き‘輸出促進緊急条件整備事業優先枠’は設定されるが、‘農林漁業再チャレンジ優先枠’及び‘農山漁村地域再生対策（農山漁村プロジェクト交付金特別枠）’については予算枠を設定しないこととする。さらに、国内における食料供給力の強化のため、米粉や飼料用米などの米利用の新たな可能性を追求し、新規需要米の利用拡大に係る施策を実施するため、これに特化した事業メニューを拡充し、新たに‘新規需要米生産製造連携対策事業枠’を設定することとする。

なお、‘農林漁業再チャレンジ’及び‘農山漁村地域再生対策’については、21年度においてもその取り組みを促進する必要があることから、同項目に取り組む事業計画については優先的な取扱いをすることが必要であるため、「優先枠ポイント」ではなく「優先事項ポイント」として整理することとした。

○ポイント配分の仕組み

1 ポイント配分の基準

(1) 目標水準ポイントの設定

ア 事業活用活性化計画目標の項目ごとに、交付対象事業別概要の事業活用活性化計画目標を偏差値に換算する。

なお、同一の交付対象事業別概要に複数の事業活用活性化計画目標が記載されているときは、換算された偏差値の合計値を当該交付対象事業別概要の事業活用活性化計画目標数で除して、平均偏差値を算出する。

イ アにより換算された偏差値又は算出された平均偏差値をもとに、目標水準ポイント（上限20ポイント）を各交付対象事業別概要に対応する活性化計画に付与する。

(2) 交付対象計画の決定

国は、目標水準ポイントと、優先枠ポイント及び優先事項ポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画の決定を行う。ただし、その最後の配分可能額が交付対象計画の当該年度予算要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

2 優先枠・優先事項ポイントの考え方

(1) 優先枠ポイントの考え方	
<p>農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠</p> <p>農林漁業再チャレンジ支援に資する事業である場合は、次の方法により優先枠ポイントを付与する。</p> <p>① 各活性化計画の交付対象事業別概要に設定されている農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠の優先枠指標を偏差値に換算する。</p> <p>同一の交付対象事業別概要に複数の農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠指標が記載されているときは、換算された偏差値の合計値を当該交付対象事業別概要の優先枠指標数で除して、平均偏差値を算出する。</p> <p>② ①により換算された偏差値又は算出された平均偏差値をもとに、2ポイントを限度として付与する。</p> <p>注1： 農林漁業再チャレンジ支援に資する事業とは、農山漁村地域に新たな活力をもたらすため、国民の二地域居住やU J I ターン等の暮らしの複線化の実現を農林漁業への就業支援等により後押しをする事業とする。</p> <p>注2： 優先枠指標：交流人口の増加数＝優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数</p> <p style="text-align: center;">定住人口の増加数＝優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数</p> <p>→優先事項ポイントへ移行</p>	2又は1
<p>輸出促進緊急条件整備事業優先枠</p> <p>輸出促進に資する事業である場合には、次の方法により優先枠ポイントを付与する。</p> <p>① 各活性化計画の交付対象事業別概要に設定されている輸出促進緊急条件整備事業優先枠の優先枠指標を偏差値に換算する。</p> <p>② ①により換算された偏差値をもとに、2ポイントを限度として、付与する。</p> <p>注： 優先枠指標：輸出量の増加率（％）＝優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量（t）（目標）÷現在の年間輸出量（t）×100－100</p>	2又は1
<p>農山漁村地域再生対策（農山漁村プロジェクト交付金特別枠）優先枠</p> <p>関連施策との連携、協力により、効果の高い地域活性化の取組を行う事業である場合は、2ポイントを付与する。</p> <p>→優先事項ポイントへ移行</p>	2
<p>→新規需要米生産製造連携事業枠の設定</p>	

(2) 優先事項ポイント	
<p>耕作放棄地の解消に向けた取組</p> <p>計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合</p> <p>注： 耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。</p>	2
<p>地域再生計画との関連</p> <p>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合</p>	2
<p>頑張る地方応援プログラムとの関連</p> <p>「頑張る地方応援プログラム」に位置づけられた地方公共団体のプロジェクトである場合</p>	2

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充）

1. 趣旨

- (1) 農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、近年、国民の価値観が多様化する中で農山漁村に対する関心が高まっている状況である。このようなことから、平成19年度において、農山漁村における定住や地域間交流を促進することによる農山漁村の活性化を図るため、農山漁村活性化法を制定し、同法に基づき農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を実施しているところである。
- (2) 一方で、農山漁村においては、農林漁業従事者の高齢化や担い手の不足による耕作放棄地の増加、また有害鳥獣による被害の増大に伴う生産意欲の減退など、農山漁村活性化に資する基礎づくりの面で深刻な状況となっている。また、情報通信基盤など、定住のための生活環境施設の整備面で立ち遅れているのも事実である。さらに、農山漁村に宿泊体験したいという都市の住民のニーズも高まっている状況である。
- (3) このようなことから、農山漁村地域の活性化のため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金にきめ細かな事業メニューの拡充を行うことにより、地域のそれぞれの実情に応じた地域の創意工夫による取組を推進する。

2. 事業内容

- (1) 農山漁村活性化に資する基礎づくりの促進
 - ① 耕作放棄地等対策
 - ア 交換分合と一体的に行う「交換分合附帯農道等整備」に耕作放棄地復元事業を追加、更に基本型交換分合と併せ行う「耕作放棄地活用業務」について、対象地域の拡大、集団化率・移動率の要件緩和及び耕作放棄地解消に係る要件を追加。
 - イ 基盤整備を契機に解消された耕作放棄地を担い手が面的に集積する場合には、受益面積に占める、担い手に面的集積される耕作放棄地の面積割合に応じた促進費を助成。
 - ② 食料供給力の確保・強化
米粉用や飼料用といった新規需要米の利用拡大のため、生産・流通・加工・販売に関する施設・機械整備の拡充と、対象地域や事業実施主体の拡充、ソフト的活動の支援メニューの追加。
 - ③ 基盤整備による実需者との連携の支援
実需者と連携を強化する産地を対象に、既存の基盤整備事業等と併せ行うメニューとして営農機械、加工施設、貯蔵施設を追加。
- (2) 定住環境の整備
情報通信基盤の整備について、事業実施主体が合併市町村・一部事務組合の場合、または対象地域が5法指定地域（離島地域、振興山村地域、過疎地域、半島地域、特定農山村地域）及び沖縄の場合には、現行の交付率1/3から、1/2に引き上げる。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体
都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者等の組織する団体 等
- (2) 交付率
定額（定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3（沖縄県1/2、2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10））

(3) 事業実施期間
平成19年度～

4. 平成21年度概算決定額（平成20年度予算額）

- (1) 農山漁村活性化対策整備交付金（ハード）
34,713,653（30,332,829）千円
- (2) 農山漁村活性化対策推進交付金（ソフト）
201,453（212,680）千円

【農村振興局 整備部 農村整備官】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充)

平成21年度概算決定額
34,915(30,546)百万円

農山漁村活性化に資する基礎づくり

農林漁業の振興に必要な基盤整備及び生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設等の整備

拡充内容

耕作放棄地の解消

交換分合と一体的に耕作放棄地の復元を行うことにより、地域の効率的な農用地利用を図るための支援の拡充

基盤整備を契機に解消された耕作放棄地を担い手が面的に集積する場合には、基盤整備と一体的に関連支援策を実施できるように支援の拡充

食料供給力の確保・強化

米粉用や飼料用といった新たな米利用に係る施設整備の拡充

実需者との連携

実需者と連携した農産物の安定供給の取組についての支援内容を拡充

地域の創意工夫による農山漁村の活性化

定住環境の整備

農山漁村の生活環境の整備に必要な情報通信基盤施設、簡易給排水施設、防災安全施設、定住促進施設等の整備

拡充内容

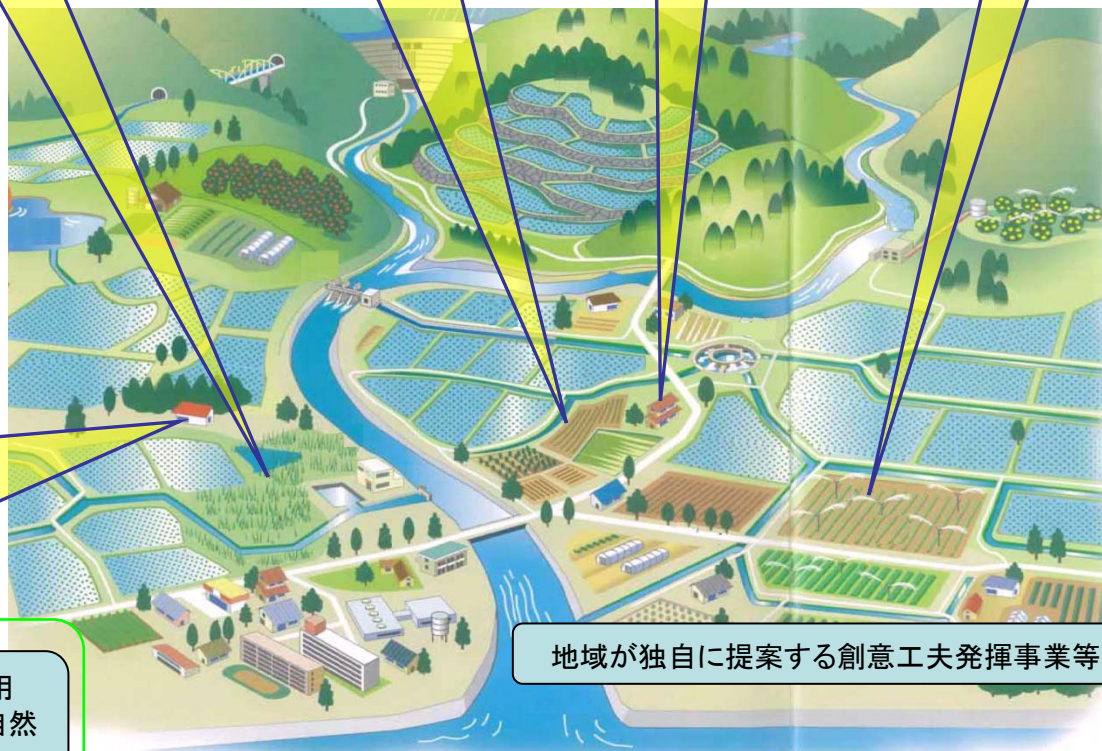
情報通信基盤の強化

事業実施主体が合併市町村・一部事務組合の場合、または対象地域が5法指定地域(離島地域、振興山村地域、過疎地域、半島地域、特定農山村地域)及び沖縄の場合の支援内容を拡充します。

地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる地域資源活用総合交流施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設等の整備

地域が独自に提案する創意工夫発揮事業等



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

交付金の概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。

<特 徴>

- 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ。
- 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。
- 都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮。
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能。
- ワンストップ窓口による手続き事務の簡略化。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援。

<内 容>

1. 農林漁業の振興その他就業機会の増大
地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備
や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備への支援
2. 定住等促進のための良好な生活環境の確保
良好な生活環境に必要な情報通信施設の整備、
簡易な給水・排水施設等の整備への支援
3. 都市等との地域間交流の促進
市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民
を対象とした農業等の技術取得のための研修施設等の整備
への支援
4. その他施策の目標を達成するために地方が提案する事業等

活性化計画の事例

二地域間居住推進 プロジェクト

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



豊かな自然活用 プロジェクト

農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



IJUターン推進 プロジェクト

情報基盤等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



<交付先等>

1. 交 付 先 :都道府県、市町村
2. 事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合
農業協同組合、NPO法人、農林水産業者等の組織する団体等
3. 交 付 率:定 額
ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10
4.5/10、4/10、1/3(沖縄県2/3、8/10)(奄美6/10、5.2/10)以内

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用事例及び効果イメージ



都市

- ・団塊の世代の大量退職
- ・心の豊かさの重視

- ・情報不足の解消
- ・人的ネットワーク不足の解消
- ・活用施設の不足の解消



農山漁村

- ・活力の低下
- ・暮らしやすさ、過ごしやすさ

- ・観光者等の一時的・短期的滞在

直販施設



農山漁家所得の向上

地域産物販売・提供施設



パート雇用の創出

自然環境活用施設 (釣り施設)



管理人の雇用

交流

漁村体験学習施設



漁船操縦者の公募

木材加工実習施設



後継者育成

情報基盤施設



インターネットを活用した情報発信

- ・年に1~3ヶ月程度の滞在
- ・平日は都会、休日は農山漁村

クラインガルテン (滞在型市民農園)



自家製の収穫物栽培による農業への関心

森林浴歩道



自然の魅力体験

二地域間居住

地域資源活用起業支援施設 (ダイビング施設)



インストラクターの雇用

廃校・廃屋等活用施設



都市住民が休日滞在し地域でボランティア

新たな需要の創出

IJUターンの可能性

- ・移住・IJUターン
- ・既地域住民の安定

防災安全施設 (津波避難施設)



安全な地域づくり

定住

簡易排水施設



快適な生活環境づくり

電線地中化等により整備された町並み



CATV等の整備



都市と同様の社会基盤の下での生活・仕事
都市への情報アクセス

地域活性化に資する基礎づくり(生産基盤及び施設の整備等)

農業生産施設(ハウス)



特用林産物生産施設



生産基盤整備



林内路網整備



船舶離発着施設(待合所)



活性化計画とは

- 農林漁業の振興等による定住等の促進とともに、都市住民の農林漁業体験等による地域間交流の促進等により、農山漁村の活性化を目指すための計画です。
- 地方公共団体が、地域における少子高齢化等の動向、農林漁業の現状等に応じ、関係者の意見を取り入れる等、地域の知恵と工夫を活かして作成します。

農山漁村を巡る状況と活性化計画が目指すべきもの

【農山漁村の活力低下】

- 地域人口は大幅な減少の見込み
- これまでの地域産業では農山漁村の労働力吸収は困難
- 生活環境の格差

【国民の関心の高まり】

- 都市にはない魅力を認識
- 団塊の世代、20代の若者が特に高い関心
- 農山漁村における過ごし方のニーズは多種多様

これらを踏まえ、定住や二地域居住、地域間交流の促進により、農山漁村の居住者・滞在者を増やすための対策が必要。

農山漁村の有する魅力を高めることにより、国民が多様なライフスタイルを実現することが可能となるような農山漁村づくり

農林漁業が健全に展開され、これらを核とした地域の発展

を目指した計画づくりが重要！

特別な景勝地や名跡がなくとも、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源が活性化に向けた大きな力となります。

活性化計画の作成の過程で、このような地域資源について再認識するとともに、その活用方向について、地域の関係者の共通認識を醸成することが重要です。

都市住民を含め、国民全体が農山漁村の魅力を享受できる社会の実現

農山漁村の活性化

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用するには

活性化計画を作成する

○都道府県又は市町村が単独で又は共同して作成

・記載事項(①～③は必須、④⑤は該当する場合)

①活性化計画の目標及び計画期間

②活性化計画の区域

③事業に関する事項

(市町村名、地区名、事業名、事業実施主体、交付金充当希望の有無)

④市民農園に関する事項

⑤農林地所有権移転等促進事業に関する事項

添付書類

- ・交付対象事業別概要
- ・事前点検シート

広報誌等で
公表

農林水産
大臣
に提出
(沖縄は沖縄総合
事務局長を経由)

添付書類記載事項等

・交付対象事業別概要

・主な記載事項

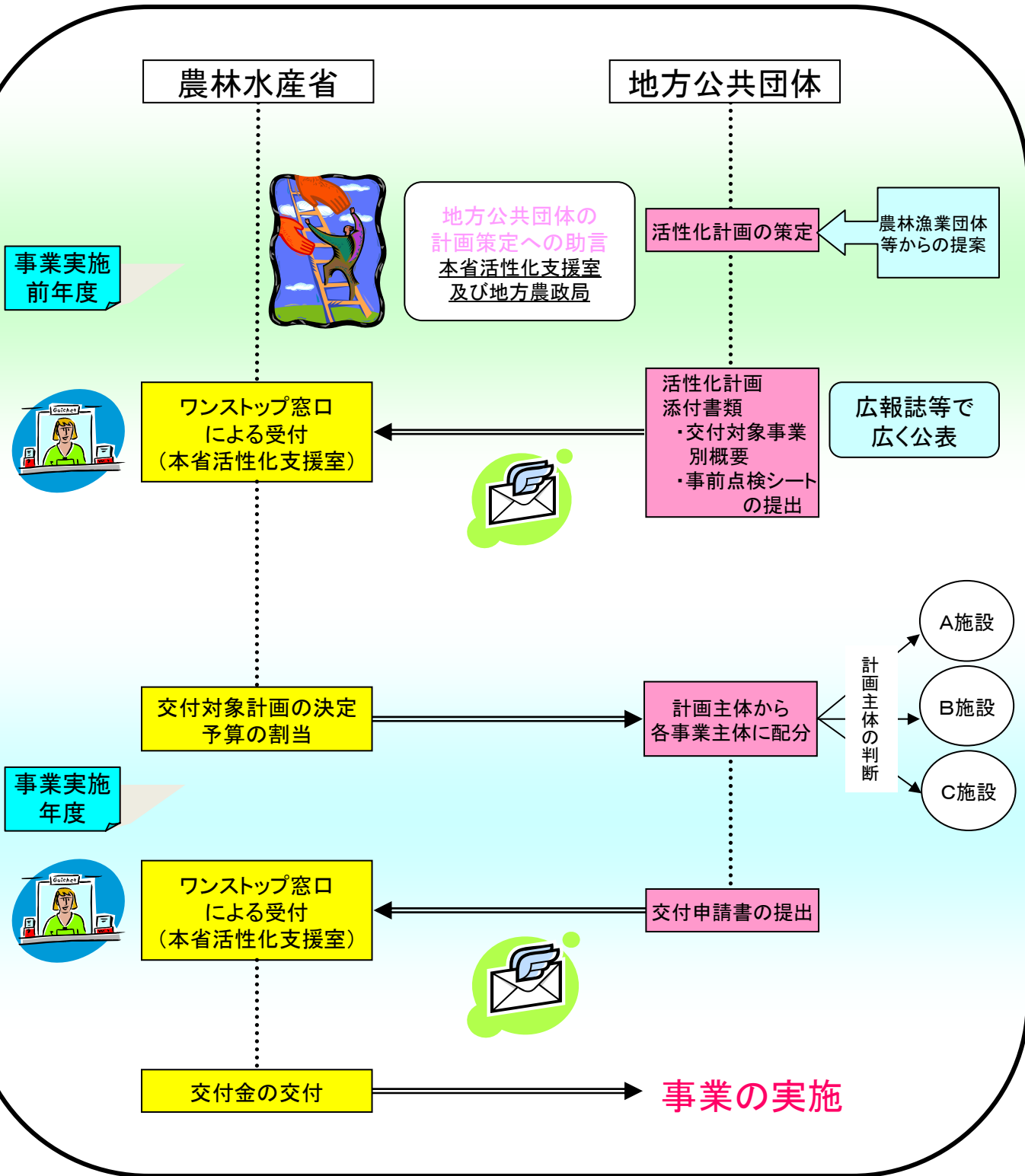
- ①交付対象事業により達成される活性化計画の目標
(事業活用活性化計画目標)
- ②事業活用活性化計画目標設定の考え方
- ③交付対象事業の内容
- ④年度別事業実施計画 等

・事前点検シート

・点検事項

- ①計画全体について
 - ☆活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が法律及び基本方針と適合しているか。
 - ☆事業の推進体制は整備されているか 等
- ②個別事業について
 - ☆事業による効果の発現は確実に見込まれるか
 - ☆個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか 等

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の実施手続き



事業活用活性化計画目標について

1 事業活用活性化計画目標の設定

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	<p>定住人口の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。 計画区域における定住人口の確保(ポイント)＝(計画期間内の転出入割合(%) (目標)－計画期間前の転出入割合(%) (現状))</p>
2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。 計画区域における交流人口の増加(%)＝(計画期間内の計画区域外からの入込客数(人) (目標)÷計画期間前の計画区域外からの入込客数(人) (現状))×100－</p>
3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。 計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(%)＝(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人) (目標)÷計画期間前の滞在者数及び宿泊者数(人) (現状))×100－100</p>
4	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円) (目標)÷計画期間前の地域産の農林水産物の販売額(千円) (現状))×100－100</p>
5	<p>地域産物の販売量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t) (目標)÷計画期間前の地域産の農林水産物の販売量(t) (現状))×100－100</p>
6	<p>定住等の促進に資する遊休農地の解消</p> <p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。 計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha)＝計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)</p>
7	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。 計画区域における遊休農地の解消面積(ha)＝計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)</p>
8	<p>定住等の促進に資する担い手への農地利用集積</p> <p>設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。 計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) ＝(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha)) (目標)×100 －(事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha)) (現状)×100</p>
9	<p>定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。 計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha)＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)</p>
10	<p>定住等の促進に資する基盤整備の円滑化</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、以下により求めることとする。 計画区域における区画整理事業着手までの年数(年)＝事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年)</p>
11	<p>定住等の促進に資する農用地の集団化</p> <p>設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。 計画区域における農地の集団化率(%)＝(計画期間前の事業実施地区の団地数－計画期間終了時の団地数)÷(計画期間前の事業実施地区の団地数－地区内の耕作数)×100</p>
12	<p>地域における情報受発信量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における世帯数当たりのインターネット情報受発信量の増加とし、以下により求めることとする。 計画区域における情報受発信量の増加(B(バイト)) ＝(計画期間終了時の事業実施地区における1世帯1ヶ月当たりの情報受発信量(B(バイト)) (目標)－計画作成時の事業実施地区における1世帯1ヶ月当たりの情報受発信量(B(バイト)) (現状))</p>
13	<p>農山漁村景観を活かした取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。 計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) ＝(計画期間内の活動数(回)－計画期間前の活動数(回))</p>
14	<p>自然環境の保全・再生に向けた取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。 計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回)＝(計画期間内の取組数(目標)－計画期間前の取組数)</p>
15	<p>定住者又は来訪者の安全確保</p> <p>設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。 計画区域における一時避難場所面積増加率(%)＝(計画期間終了時の一時避難広場面積(m²) (目標)÷計画作成時の一時避難広場面積(m²) (現在))×100－100</p>

2 事業活用活性化計画目標の解説（主要例）

①例 1

目的	項目	事業活用活性化計画目標設定の考え方	
定住の促進	定住人口の確保	計画区域における転出入割合の増加 (単位：%)	
検証方法		事業内容	事業メニュー例
人口は、行政機関等が調査する公式な数値（住民基本台帳等）を使用する。		地域住民が豊かで住みよい生活を享受し得る快適な生活空間を形成し、定住人口の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤施設 ・簡易給水施設 ・簡易排水施設 等

②例 2

目的	項目	事業活用活性化計画目標設定の考え方	
定住等の促進	地域産物の販売額（量）の増加	計画区域において生産された農林水産物の販売額(量)の増加率 (単位：%)	
検証方法		事業内容	事業メニュー例
販売額（量）は、当該整備施設の会計決算等で確認される数値を使用する。		高付加価値・高収益型農林漁業を確立し、地域で生産される農林水産物及びその加工品の販売力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物処理加工施設 ・農林水産物集出荷貯蔵施設 等

③例 3

目的	項目	事業活用活性化計画目標設定の考え方	
地域間交流の促進	滞在者数及び宿泊者数の増加	計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率 (単位：%)	
検証方法		事業内容	事業メニュー例
滞在者数及び宿泊者数は、体験施設等における農林漁業体験者数や直売施設等における購買者数（レジカウント）、宿泊施設における宿泊台帳等で確認される数値を使用する。		地域農産物、地域特産品、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供・活用を通じて、都市と農山漁村の交流促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農山漁村総合交流促進施設 ・農林水産物直売・食材提供供給施設 ・農林漁業体験施設 等

3 事業活用活性化計画目標の目的

- (1) 活性化計画の区域のビジョンを共通認識として共有するために数値化した目標
- (2) 本交付金の事業効果を客観的に把握するための数値指標
- (3) 国が新規交付対象計画に配分する予算を調整する際に、本計画を客観的に順位付けするための根拠
- (4) 国の政策方向に即した取組に誘導するための、国の最小限の関与の手法

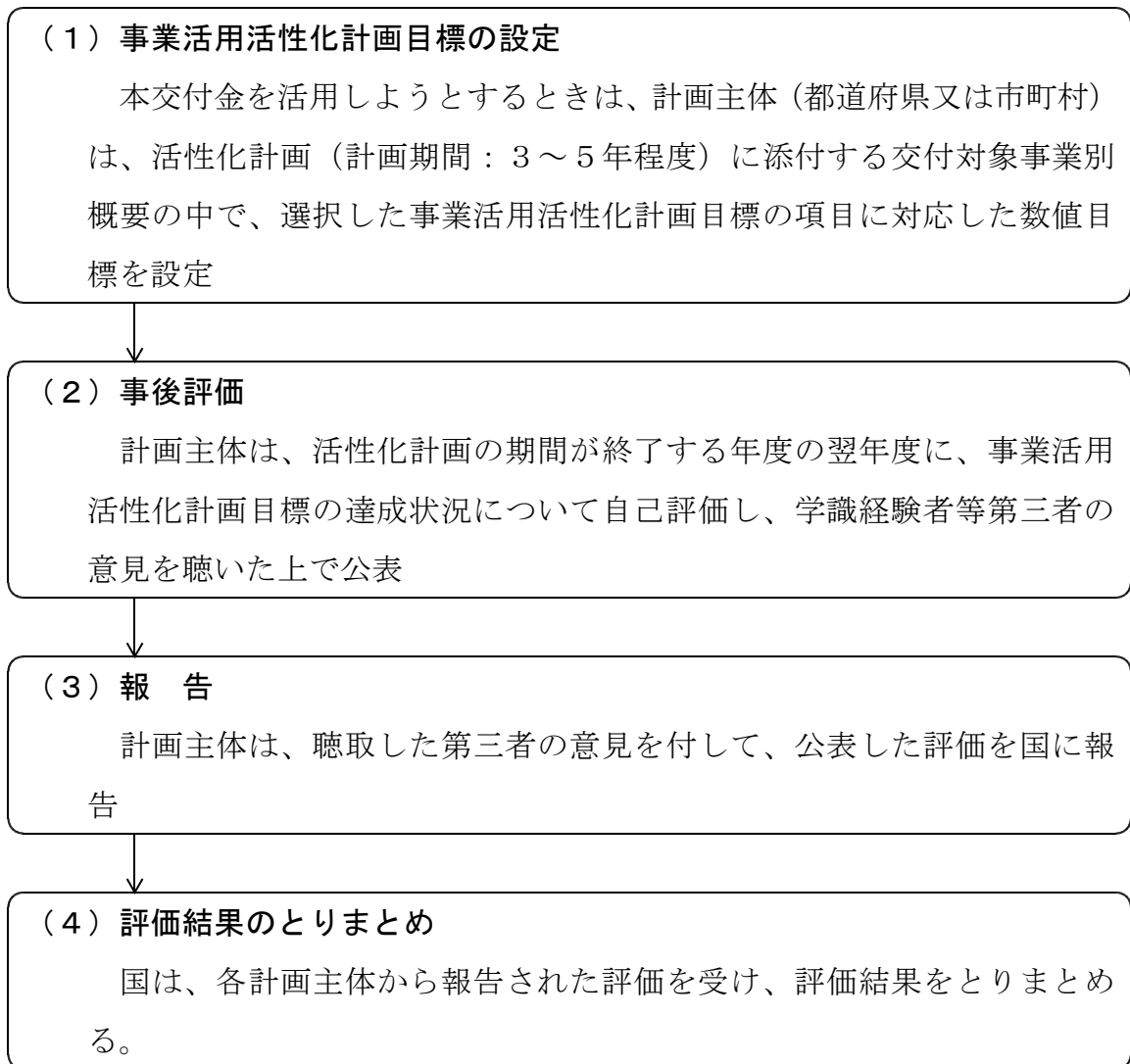
評価等の概要について

1 事後評価の位置づけ

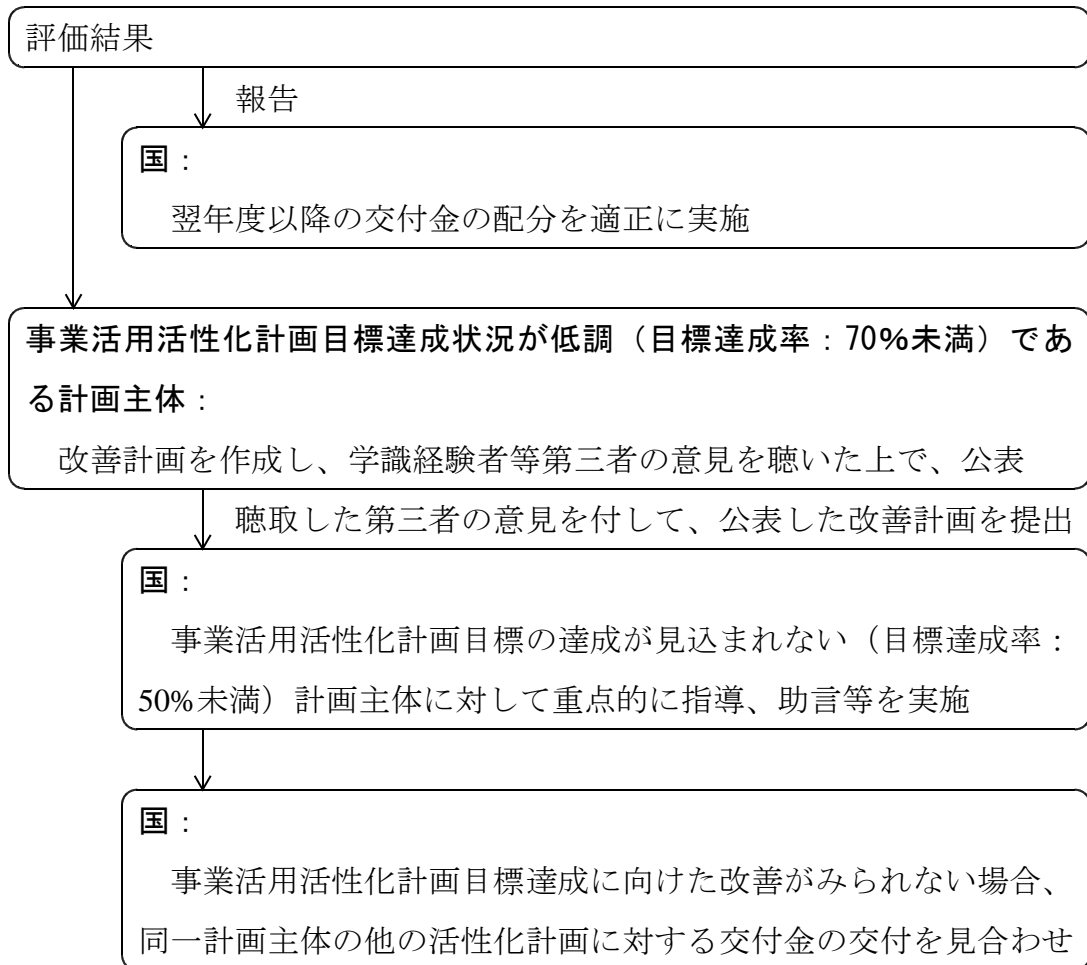
本交付金制度は、交付対象とする活性化計画の決定における国の審査及び当該計画書の添付資料を大幅に簡素化するなど、国の関与を必要最小限としている。

一方で、国費を投ずるべき事業の妥当性の確認や適正な事業効果の確保の観点から、事業活用活性化計画目標ごとの事後評価を義務づけた。

2 事後評価の流れ



3 評価後の措置



農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（概要）について

平成19年8月
農林水産省

I 趣 旨

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を講ずる。

II 法律の内容

(1) 基本方針の策定

国は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を定める。
(第4条関係)

(2) 活性化計画の作成

都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、計画の区域、計画の目標、当該目標を達成するために実施する次に掲げる事業、計画期間その他の事項を定めた活性化計画を作成することができる。
(第5条関係)

- ① 農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ② 生活環境施設の整備に関する事業
- ③ 地域間交流のための施設の整備に関する事業

(3) 交付金の交付

国は活性化計画を作成した都道府県又は市町村に対し、事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
(第6条関係)

(4) 所有権移転等促進計画の作成

- ① 市町村は、活性化計画に定める定住等及び地域間交流を促進するために必要な施設（農林水産物の加工販売施設、農林漁業体験施設等）の円滑な整備の促進を図るため必要があるときは、関係権利者全員の同意の下、農業委員会の決定を経て、農林地等に係る所有権移転等促進計画を定める。
- ② 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならないものとする。

(主な要件)

- イ 農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められること。
- ロ 周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。
- ハ 農地転用のための所有権の移転等については、農地法に基づく転用許可基準に該当すること。
(この場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこととする。)

- ③ 所有権移転等促進計画の公告があったときは、当事者間の契約によることなく、計画に従って所有権の移転等その効果が生じる（民法、不動産登記法の特例。その場合、農地法上の転用手続は円滑化するが、転用許可基準には変更なし。)

(第7条～第10条関係)

(5) 市民農園整備促進法に基づく手続の円滑化

活性化計画にその実施する市民農園の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、市民農園整備促進法に基づく市民農園開設の認定申請に関し、簡略化された手続によることができる。(第11条関係)

Ⅲ 施行期日

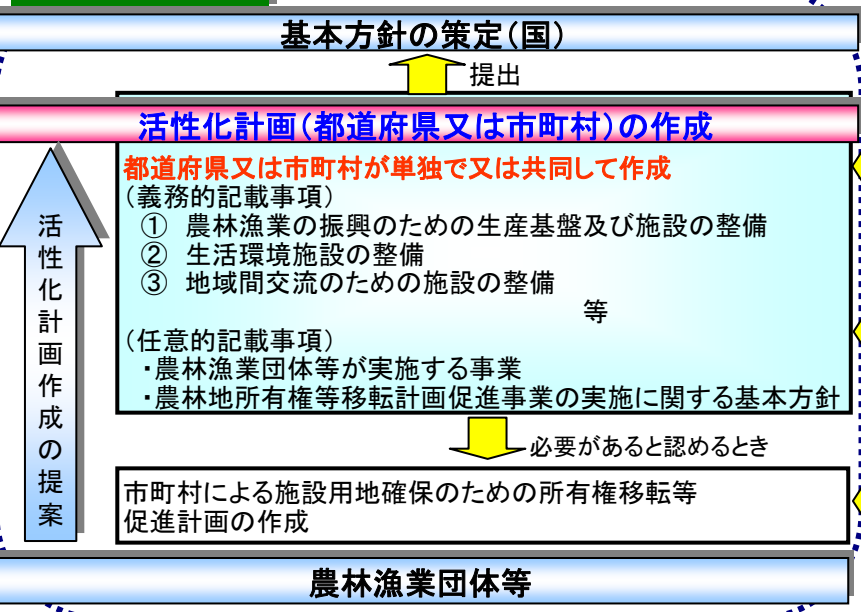
平成19年8月1日

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

目的

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市住民との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

制度の仕組み



支援措置

- 交付金の交付
国は、地方公共団体に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付
- 市民農園整備促進法に基づく手続きの簡略化
- 施設用地確保のための農林地等の所有権移転促進等の特例措置
(農地法の許可基準には変更なし)

交付金の特徴

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化(大臣官房に体制整備)
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通が可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成
(民間団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

○農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用事例及び効果イメージ

交流

○ 短期の観光・農林漁業体験

直販施設

↓

農山漁家所得の向上



二地域居住

○ 年に1~3ヶ月程度の滞在
○ 平日は都会、休日は農山漁村

クラインガルデン
(滞在型市民農園)

↓

自家製の収穫物栽培による農業への関心



定住

○ 移住・U・J・Iターン
○ 既地域住民の安定

CATV等の整備

↓

都市と同様の社会基盤の下で生活・仕事・都市への情報アクセス



地域活性化に資する基盤づくり (○農業・林業・漁業生産基盤整備、○農業・林業・漁業生産施設整備 等)